

**「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い
(その1)(案)」に対するコメント**

2002 年 9 月 20 日
日本経団連経済本部

1. Q1 連結納税制度を採用した場合の税効果会計の考え方

「(2)連結納税会社の個別財務諸表における税効果会計の適用」において、「また、法人税に係る繰延税金資産については、連結所得も考慮の上、回収可能性を判断し、将来の会計期間において回収が行われると見込まれない税金の額は控除することとなる。」と記載しているが、連結納税主体を一体として判断した回収不能額を各連結納税会社にどのように配分するのかについて、具体的に明示頂きたい。

2. Q5 未実現損益

連結納税の問題に関連し、連結財務諸表上の未実現利益に係る税効果会計の扱いについても整合性を持たせるよう、現行の実務指針(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」では、欠損金に係る繰延税金資産が認識できる場合であっても、未実現利益に係る税効果は課税所得の範囲内でのみ認識できると規定している)の見直しを含めた検討が必要である。

3. Q13 加入・離脱の取扱い

連結納税に加入又は連結納税から離脱することについて意思決定がなされ、実行される可能性が高いと認められる場合には、将来、その加入又は離脱が行われるものとして繰延税金資産の回収可能性を判断するとしているが、決算日後に意思決定があった場合に、意思決定の時期に応じてどのように処理すべきか(財務諸表修正、注記等)について、具体的に明示頂きたい。

4. Q17 表示及び開示

連結納税子会社が連帯納付義務を履行する可能性がある場合とはどのような場合か具体的に明示頂きたい。

5. 簡便的な取扱い

税制上で確定申告所の提出期限の延長が認められているように、計算が非常に複雑なため、連結納税額及び個別帰属税額等を確定させるのは相当の時間と労力が必要になる。実務上の時間的制約を考慮して、繰越欠損金の配賦やみなし計算の方法等の簡便的な取扱いを具体的に明示頂きたい。

また、法人税と住民税、事業税の区分計算について、特に、地方税の住民税

と事業税の扱いが連結納税上で異なっているため、重要性がない場合には不要である旨を明記頂きたい。

6. その他確認事項

Q1 に関連し、連結欠損金が生じた場合の処理方法は以下の通りで良いか確認したい。

①連結所得が欠損となり、将来、欠損控除ができると見込まれる場合

- ・所得 : 連結納税親会社 50、連結納税子会社 △100
- ・連結法人税 : " 15、 " △30
- ・連結納税親会社の個別財務諸表

法人税等	15	/	未払金	30
繰延税金資産	15	/		
- ・連結納税子会社の個別財務諸表

未収入金	30	/	法人税等	30
------	----	---	------	----

②連結所得が欠損となり、将来、欠損控除ができないと見込まれる場合

- ・所得 : 連結納税親会社 50、連結納税子会社 △100
- ・連結法人税 : " 15、 " △30
- ・連結納税親会社の個別財務諸表

法人税等	15	/	未払金	30
繰延税金資産	15	/		
- ・連結納税子会社の個別財務諸表

未収入金	30	/	法人税等	30
法人税等調整額	15	/	繰延税金負債	15

以 上